

令和8年度茨城県民間フリースクール連携推進事業（授業料等補助）実施要領

1 趣旨

学校以外の場において学習支援等を行うフリースクールに通所する不登校児童生徒のいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対する授業料等補助を実施することにより、義務教育段階における不登校児童生徒の教育機会の確保及び社会的自立の促進を図る。

2 事業対象期間

不登校児童生徒が在籍する学校の始業式が行われる日の属する月から卒業式又は修了式が行われる日の属する月までとする。

ただし、前年度中に本年度の授業料等の支払いが発生し、適正な支払いと認められるときはこの限りではない。

3 事業の実施方法

令和8年度茨城県民間フリースクール連携推進事業費（授業料等）補助金交付要綱に基づき、補助金を交付する。

4 補助事業の内容

(1) 補助対象

補助要件に該当するフリースクールに通所している児童生徒がいる経済的な事情のある世帯を補助対象とする。

(2) 補助対象経費

フリースクールへの通所に係る授業料等（他の地方公共団体から同一の経費について補助金、助成金その他これらに類する給付を受ける場合は、当該申請額、交付決定額又は給付額を控除した額とする。）

(3) 補助率及び補助限度額

補助率は、保護者が支払う金額の2分の1以内（1か月あたり100円未満切り捨て）とする。

補助額は、不登校児童生徒1人につき、1か月あたり15,000円（年間180,000円）を限度とする。

(4) 補助要件

ア 茨城県内に居住していること

イ 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校小学部若しくは中学部に在籍している不登校児童生徒であること

ウ 経済的な事情のある世帯（住民税非課税世帯、要保護世帯又は準要保護世帯）であること

エ 申立書（様式3号）の2～6の要件を満たす県内外のフリースクールに通所していること

5 申請方法

(1) 提出書類

ア 授業料等補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号） ※補助金を交付している地方公共団体に、申請状況について照会、または情報提供することがある。
イ 通所証明書（様式第2号）
ウ 授業料等補助受給に係る申立書（様式第3号）
エ フリースクール利用確認書（様式第4号）

オ 住民税非課税世帯、要保護世帯又は準要保護世帯であることの証明書

【証明書又は、認定通知の写し】

カ 授業料等の領収書等の写し

(2) 提出期限

ア 第Ⅰ期（令和8年4月1日から7月31日までの実績）

令和8年8月31日必着

イ 第Ⅱ期（令和8年4月1日から11月30日までの実績）

令和8年12月26日必着

ウ 第Ⅲ期（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの実績）

令和9年3月31日（水）必着

※ 第Ⅱ期及び第Ⅲ期に申請する場合は、既に交付決定を受けた月分を除くものとする。

(3) 支払方法

精算払

(4) 提出方法及び提出先

保護者が郵送又は電子メール（seitoshien1@pref.ibaraki.lg.jp）で書類を提出すること。

6 審査について

(1) 書類審査

提出書類により、茨城県教育委員会が審査を行う。

(2) 審査結果の通知

交付決定通知及び額の確定通知書（様式第5号）又は不交付決定通知書（様式第5号の2）により通知する。

7 提出先及び問い合わせ先

茨城県教育庁学校教育部

生徒支援・いじめ対策推進室

〒310-8588 水戸市笠原町978番6（茨城県庁22階）

TEL 029-301-5229

E-mail seitoshien1@pref.ibaraki.lg.jp